

令和8年10月23日
中部地方整備局

11月は「建設業取引適正化推進月間」です

～みんなで守る適正取引～

国土交通省及び都道府県では、11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、11月を「建設業取引適正化推進月間」として、法令遵守に関する活動を幅広く実施することとしたのでお知らせいたします。

(参 考) 令和8年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

(別紙1) 令和8年度「建設業取引適正化推進月間」の実施について

(別紙2) 令和8年度「建設業取引適正化推進月間」における講習会等一覧

(別紙3) 令和8年度 中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

【連絡先】 建政部	建設業適正契約推進官	鈴木	森之
	建設産業課長補佐	井深	浩之
	TEL	052	(953) 8572
	FAX	052	(953) 8606

(参考)

令和8年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「推進月間」という。）、令和2年度から令和7年度は毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度については、法令遵守に関する活動をより集中的に実施するため、下記のとおり、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

1. 期間

令和8年11月1日～11月30日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

推進月間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象とした講習会等を、月間内を中心に開催し、地方整備局は、管内都道府県との調整を積極的に行い、可能な限り都道府県ごとに開催できるよう努める。とりわけ、令和6年6月14日に公布された改正建設業法（以下「改正法」という。）が令和7年12月12日より全面的に施行されたことを踏まえ、その普及・啓発活動の強化に努める。

また、建設業者等には、知識習得のニーズはあるものの、講習会等の開催自体が知られていないことや、開催日時や場所の都合が合わないことにより参加できないとの指摘があることも踏まえ、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定についても、過年度における参加者状況等の実績を考慮するなどして決定する。その際、建設業者等のうち、許可を受けないで建設業を営む者（軽微な建設工事のみを請け負う者）についても、その取引の適正化を図る観点から、広く参加を呼びかけるなど、受講機会の確保に努める。

なお、今年3月に「建設企業のための適正取引ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）が第5版に更新されたことを踏まえ、ハンドブックの説明動画を更新し、国土交通本省ホームページ上に掲載しているため、これらを活用したウェブでの講習など、幅広い手法で実施するものとする。

② 留意事項等

- i 改正法により措置された、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールについて、発注者を含めた請負契約の各当事者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応を呼びかけていく必要があることから、改正法の要点をまとめた資料や更新されたハンドブック等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口である駆け込みホットラインをはじめ、請負契約を巡る元下間のトラブル相談に応じる建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 講習会等においては、「建設キャリアアップシステム」についても必要に応じ周知に努めるとともに、講師派遣が必要な際は、一般財団法人建設業振興基金を活用する。その他、議題等に応じて、国土交通本省、地方整備局、公益財団法人建設業適正取引推進機構等からの講師の派遣を積極的に活用する。
- iv 「工期に関する基準」（令和6年3月27日最終改訂）及び令和6年4月より適用となった建設業における時間外労働の上限規制について周知する。
- v 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、建設業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

(3) 建設Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

- ① 月間内は、地方整備局の建設Gメンによる調査を重点的に実施するほか、建設

Gメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または通報等により、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴収を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行う。

なお、これらの調査等を実施する際は、各種相談窓口の周知も併せて行う。

- ② 建設Gメンによる調査については、適正な水準の労務費の確保とその行き渡り状況や、工期に関する基準を考慮した適正な工期設定の確保状況等について調査し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、改正法について周知啓発を行うと共に遵守徹底を求めていく必要があることから、当該期間を「集中月間」と位置づけ、とりわけ重点的に行う。
- ③ 技能労働者の処遇を確保する観点から、工期に関する基準が考慮されておらず、それによって、違法な長時間労働などの可能性がある不適正な工期を設定している建設業者や、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある建設業者が確認された場合は、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して合同調査を行う。

（４）その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

令和8年度「建設業取引適正化推進月間」の実施について

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

国土交通省及び都道府県では、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、11月を「建設業取引適正化推進月間」として、法令遵守に関する活動を幅広く実施します。

2. 期 間

令和8年11月1日～11月30日

3. 主 催

中部地方整備局、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

4. 実施内容

- (1) ポスターの掲示(中部地方整備局、県・市町村、建設業関係団体等)
- (2) ホームページ等を通じた広報
- (3) 建設企業等を対象とした講習会等の開催

中部地方整備局

- ・建設業法令遵守ガイドライン等の説明動画配信
- ・出前講座の実施

岐 阜 県

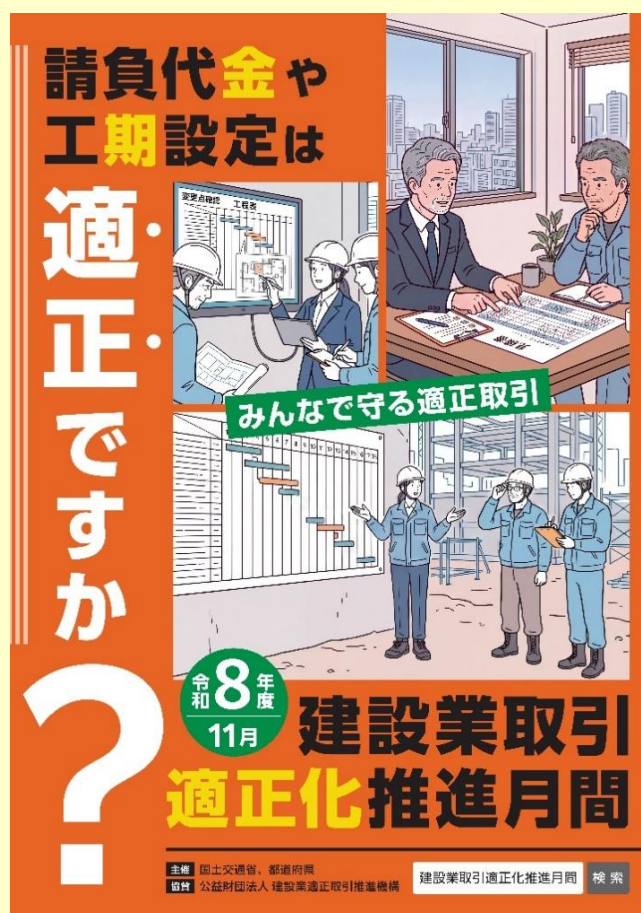
日 時 : 令和8年12月14日(月) 13:30～16:00
場 所 : 岐阜県庁20階会議室
定 員 : 100名

愛 知 県

日 時 : 令和8年11月18日(水) 9:20～11:40
場 所 : 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)

三 重 県

- ①日 時 : 令和8年11月12日(木) 13:30～16:30
場 所 : 三重県松阪庁舎6階 大会議室
定 員 : 50名
- ②日 時 : 令和8年11月17日(火) 13:30～16:30
場 所 : 三重県四日市庁舎6階 大会議室
定 員 : 100名
- ③日 時 : 令和8年11月26日(木) 13:30～16:30
場 所 : 三重県伊勢庁舎4階 401会議室
定 員 : 50名



静 岡 県

日 時 : 令和8年11月10日(火) 10:00～11:30
場 所 : ZOOMによるWEB開催
定 員 : 100名

※ 詳細は、裏面の講習会等一覧をご覧ください。

(4) 建設Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

- ①中部地方整備局と各県の合同立入等検査を実施
- ②「中部地方整備局建設業法令遵守推進本部 活動方針」に関する事項

<建設業取引適正化推進期間に関するお問合せ先>

国土交通省 中部地方整備局 建設部 建設産業課 (担当: 井深・杉山)

TEL(052)953-8572

令和8年度「建設業取引適正化推進月間」における講習会等一覧

【中部地方整備局】

内容	問合せ先
<u>建設業法令遵守に関する説明動画を配信します</u> 「建設業法令遵守ガイドライン」・「建設企業のための適正取引」に関する説明動画を中部地方整備局Webページにて公開しています。 詳細は【中部地方整備局Webページ(https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html)】でご確認ください。	国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課 052-953-8572
<u>出前講座を実施します</u> 「建設業の働き方改革(主に改正建設業法)」について、建設業団体等に出向き、講演を実施します。 詳細は【中部地方整備局Webページ(https://www.cbr.mlit.go.jp/local_info/sougou/contents/koushi/)】 でご確認ください。	

【岐阜県】

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
12月14日(月) 13:30～16:00	【建設業法令遵守等講習会】 ・建設業法の遵守について ・労働安全衛生法の遵守について ・改正建築基準法等(R7.4.1施行)について	岐阜県庁 20階会議室	100	必要	岐阜県 県土整備部 技術検査課 058-272-8504

【静岡県】

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
11月10日(火) 10:00～11:30	【建設業取引適正化推進月間講習会】 ・建設業法令遵守について ・建設業の適正取引に向けて	ZOOMによるWEB開催	100	必要	静岡県 交通基盤部 建設経済局 建設業課 054-221-3057

【愛知県】

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
11月18日(水) 9:20～11:40	【建設業講習会】 ・建設業許可について ・経営事項審査について ・建設業法令遵守について ・労働安全衛生法令遵守について ・人権について	愛知県産業労働センター (ウインクあいち) 大ホール	-	不要	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市総務課 建設業・不動産業室 052-954-6502

【三重県】

開催日時	講習会名・開催内容(予定)	会場	定員	事前 申込	問合せ先
11月12日(木) 13:30～16:30	【建設業法講習会】 ・建設業法令遵守について ・建設業の処遇改善に向けた取組(CCUSの普及促進)について ・三重県の取組について	三重県松阪庁舎6階 大会議室	50	不要	三重県 県土整備部 建設業課 059-224-2660
11月17日(火) 13:30～16:30	【建設業法講習会】 ・建設業法令遵守について ・建設業の処遇改善に向けた取組(CCUSの普及促進)について ・三重県の取組について	三重県四日市庁舎6階 大会議室	100		
11月26日(木) 13:30～16:30	【建設業法講習会】 ・建設業法令遵守について ・建設業の処遇改善に向けた取組(CCUSの普及促進)について ・三重県の取組について	三重県伊勢庁舎4階 401会議室	50		

【注意点】

- ① 講習会の対象者は建設業を営む方です。なお、全会場とも受講料は無料です。
- ② 開催内容は変更する場合がありますので、ご了承願います。
- ③ お越しの際には公共交通機関をご利用ください。

令和8年6月19日
国土交通省中部地方整備局

建設業法令遵守推進本部の活動について
～令和7年度の活動結果及び令和8年度の活動方針～

中部地方整備局では、平成19年度より「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置し、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、令和7年度における推進本部の活動結果及び令和8年度における活動方針がまとまりました。今後、建設Gメン調査、立入検査等を通じて建設業における法令遵守の更なる徹底を図って参ります。

令和7年度の推進本部の活動結果及び令和8年度の活動方針は、以下のとおりです。

1. 令和7年度の活動結果

① 法令違反疑義情報の収集

	令和7年度
法令違反疑義情報等の受付件数 ※1	744 件 (「駆け込みホットライン」受付件数:166 件)
R6 年度下請取引実態調査(元下調査)等の情報を基に違反疑義として抽出した件数 ※2	59 件

※1 令和6年度の件数:681 件(うち「駆け込みホットライン」の受付件数は 175 件)
※2 元下調査結果・駆け込みホットライン等の端緒情報のうち、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれのある不適正な取引に関する情報

② 報告徴収及び立入検査等の実施(建設 G メンによる調査含む)

	令和7年度
立入検査等の実施数	125 業者・164 件

※ 令和6年度の調査件数:113 業者・113 件
※ 1社に対して複数の検査等を実施していることがあるため、業者数と件数は一致しない場合がある。

③ 建設業の法令遵守に関する周知活動の開催件数

	令和7年度
講習会の開催(各県との共同開催含む)	41 回

※ 各県労働局との労働時間削減協議会、建設業に係る労働時間等説明会、各県との共催による説明会開催件数

④ 監督処分等の実施概要

	令和7年度	監督処分等の事由
許可取消	0 業者	
営業停止	0 業者	※令和6年度:2業者(公契約関係競売等妨害:1業者、請負契約に関し不誠実:1業者)
指 示	0 業者	※令和6年度:1業者(営業所専任技術者の配置不備:1業者)
勧告・ 文書指導等	93 業者	見積に関すること(主に材料費等の内訳明示の不備・見積条件の提示不備等)81件、 契約書の記載に関すること(主に契約書不作成・法定記載事項の記載不備等)46件、 価格転嫁に関すること(主に請負金額の変更に関する定めの不備等)16件、 施工体制台帳に関すること4件、配置技術者に関すること3件、下請代金の支払に関すること3件 など

※ 1社が複数の事由に該当することがあるため、業者数と件数は一致しない場合がある。

2. 令和8年度の活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設 G メンの調査をはじめ、各種取組を実施していきます。(詳細は別添参照)

令和8年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部では、平成19年の創設以来、「駆け込みホットライン」の開設をはじめ、建設業者が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」や受発注者間の取引適正化のための「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の策定・周知、立入検査の実施等を通じ、建設工事の請負契約における発注者と元請負人、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めている。

現在、建設業を取り巻く環境は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を求められている一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けており、担い手の確保に向けた対策を強化することが急務となっている。

建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるよう、建設業法を含む関連法の一体改正として、いわゆる「第三次・担い手3法」が令和6年に成立し、令和7年12月から全面施行されたところである。

第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するためには、建設工事の請負契約に関わる全ての関係者において、法令遵守が徹底された取引が求められるところであり、建設工事の適正取引を推進してきた建設業法令遵守推進本部が果たす役割はますます重要となっている。

そのような背景を踏まえつつ、中部地方整備局の建設業法令遵守推進本部においては、下記及び別紙により法令遵守に関する活動を進めていくものとする。

1. 法令違反疑義情報の収集

中部地方整備局に設置されている「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「相談通報窓口」という。）は、相談窓口としての役割に加え、建設業法違反の疑義情報の通報窓口としての役割も担っている。

さらに相談通報窓口の機能を充実させるため、「駆け込みホットライン情報収集フォーム」のページを開設し、これまで以上に建設業法違反に関する情報提供等が行われやすい環境が整備された。

これまでも、建設業法違反の早期発見を図る観点から、相談通報窓口の周知を図っているところであるが、引き続き、建設業者に対する建設業許可通知書や経営事項審査結果通知書などの送付の機会を捉えてリーフレットを同封するなど、その周知を図る。

また、相談通報窓口への通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取扱いを受けることがないように、秘密保持を徹底したうえで、調査等の方法を工夫するなど、通報者を保護するために必要な取り組みを行うとともに、以下の点に留意する。

- 建設業法第24条の5の「不利益取扱いの禁止」を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する重要性に鑑み、その後の通報者の取引状況を適時フォローする。
- 通報を端緒として元請負人に対して指導監督を行った事案について、その後の元請負人の改善状況を適時フォローする。

2. 報告徴収及び立入検査の実施

相談通報窓口への通報や関係機関からの情報提供により法令違反が疑われる建設業者、建設Gメンの調査等により法令違反のおそれが把握された建設業者、営業所の実態に疑義のある建設業者、必要な実務経験等を有する技術者の配置に疑義のある建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に、報告徴収及び立入検査を機動的に実施していく。

3. 関係機関との連携

- (1) 長時間労働の是正はもとより、週休2日などの休日の確保をはじめ、猛暑日の不稼働など適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していくため、引き続き、各県労働局や労働基準監督署が主催する「各県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」へ参画するなど、建設業者や公共工事及び民間工事の発注者に対して、建設業法や労働関係法令を踏まえた適切な工期設定に関する周知啓発を連携して行う。
- (2) 公共発注者からの「労務費ダンピング調査」による情報提供について、建設Gメンの調査等の端緒として有効に活用することや、建設Gメンの調査等において、労働基準法をはじめとする労働関係法令や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）などに違反する疑いが確認された際は、労働基準監督署や公正取引委員会へ情報共有するなど、関係機関との連携を図る。
- (3) 不良・不適格業者に対しては、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同立入検査の実施、営業状況の継続的な把握等について、中部地方整備局と各県の建設業許可部局間で連携・協力して対応するほか、必要に応じて、関係部署と連携して適切な対応を図る。

4. 建設業取引適正化推進月間

11月を「建設業取引適正化推進月間」と位置付け、講習会の開催をはじめ、取引適正化に向けた普及啓発に関する活動等を重点的に行い、引き続き建設業法の普及啓発に努める。また、建設Gメンについても当該月間を「集中月間」と位置づけ、より重点的に取り組みを行うものとする。

5. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元請下請間等に関するトラブルの相談窓口である「建設業取引適正化センター」について、引き続き周知を図る。
- (2) 建設関係団体との情報・意見の交換を積極的に行い、そのなかで建設業法の遵守徹底を求めていくとともに、団体による研修会の機会などを活用して、建設業法の周知啓発に努める。
- (3) 技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備等を図る観点から、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- (4) 「物資の流通の効率化に関する法律」における特定荷主等に関する手続き等の規定が本年4月から施行されており、建設業者が特定荷主として指定された場合に、中長期計

画の作成や定期報告等の義務が設けられたことなど、建設業法以外の建設工事の施工等に関わる法令において、建設業者にも適用される制度改正等があった場合、各種機会を捉えて必要な周知を行い、適切な対応を促す。

- (5) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人（施工体制台帳等の作成が義務付けられている工事を発注者から直接請け負った建設業者）は、当該工事の施工に従事する全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書（写し）の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳等を作成しなければならないことなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。
- (6) 免税事業者である受注者との取引において消費税相当額を一方的に減額するなどした場合、建設業法や独占禁止法上問題となり得ることや、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知啓発等を行う。

建設Gメンによる調査等

① 基本方針

建設Gメンは建設業法令遵守推進本部の活動の一端を担い、建設業法の違反疑義情報を収集し、必要に応じて、情報収集内容を確認するための調査及び立入検査の実施やその結果に基づく指導、また大臣許可業者に対して監督処分を行うことをその業務とする。

特に、現下の建設業を取り巻く現状を踏まえ、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するとともに、国民生活や社会経済を支える建設業の健全な発達をもって、地域社会の安全・安心の確保に寄与することを最重要目的として、請負契約の当事者に対して建設業法の遵守徹底を促し、建設工事の適正取引を推進する。

② 適正取引推進のための具体的な活動

「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などから得られた情報を端緒とし、当該端緒情報を精査したうえで、その内容について詳細確認の必要性を判断する。

特に労働者の処遇改善や働き方改革の推進に影響を与える請負契約の法律違反の疑いについては、情報提供者及びその取引相手方に対して、建設業法第40条の4に関連した「建設工事の請負契約の締結の状況」の調査等を実施し、建設業法に照らし合わせて不適正な取引行為が確認された場合は、適正取引を行うよう改善を促す指導、助言等を行うなど、重点的に取り組みを行う。

そのうえで、各県知事許可業者については、不適正な取引行為の内容や程度を勘案し、許可行政庁による立入検査や指導監督が必要と判断した場合は、指導結果について当該各県へ情報共有するなど、建設業法の遵守徹底が図られるために必要な取り組みを行う。

③ 適正取引の推進に向けた主な調査内容

建設Gメンは、建設工事における受注者と注文者の間で締結される請負契約に関して、主に以下の見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査し、不適正な取引が確認された際は、改善を促す指導等を行い、取引の適正化を図る。

なお、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引についても、建設工事の請負契約と同様、関係法令の遵守や適切な配慮を呼びかけていくものとする。

(1) 適正な請負代金・労務費の確保

受注者が作成した建設工事の見積書について、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）と最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）の額を比較し、減額が生じている場合、乖離状況や理由を踏まえ、「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」（令和8年1月5日 国不建推第76号）も参照し、その原因について確認を行う。

特に労務費は、「労務費に関する基準」において、通常必要と認められる労務費として示されている適切な職種の公共工事設計労務単価に、施工条件・作業内容等に照らして適切な歩掛を乗じる計算方法を踏まえ、適正な労務費の額を著しく下回る、またはそのおそれがある場合は、乖離状況や注文者の協議状況について確認を行う。

また、注文者と受注者の請負契約において、賃金・労務費の適正な支払いに係る表明

や情報開示への合意に関する、いわゆるコミットメント条項を含めた契約書を取り交わしているにも関わらず、適正な労務費による見積りのやりとりとなっていないことが確認された場合、必要に応じてその履行状況の確認を行う。

(2) 適正な契約締結

契約書について、建設業法第19条に規定されている契約書記載事項が含まれた書面による取り交わしの指導を徹底し、特に(1)において通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る、またそのおそれがある見積りのやりとりが確認された場合、建設業法第19条の3の通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約となっているおそれがないか確認を行う。

また、労務費へのしわ寄せが生じることのないよう、資材価格の高騰を踏まえた転嫁協議を円滑にするために必要となる契約変更方法の条項が記載されているか確認を行う。

(3) 適正な工期の設定

「工期に関する基準」を踏まえて、休日の確保や猛暑日の不稼働などが考慮されていることについて確認を行う。特に休日が確保された工期とするうえで、現場閉所等により4週8休を前提とした工期設定や、労働基準法に抵触するような長時間労働とならない工期設定となっていることの確認を行う。

また、労働基準監督署と連携が図られるよう、著しく短い工期が疑われるような長時間労働の事案について、必要な情報共有を行う。

(4) 適切な価格転嫁

(2)に示したとおり、契約変更方法の条項が含まれた契約書面の取り交わしの指導を徹底するとともに、受注者による契約締結前における資材価格の高騰等のおそれ情報の通知、受注者から注文者に対する変更協議の申し出、それを踏まえた注文者の協議対応などの各状況について確認を行う。

また、労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動とされている12の行動指針を周知のうえ、これらの行動を適切に採ることを求める。

(5) 適正な下請代金の支払い

注文者である元請負人による請負契約の支払いについて労務費相当部分の現金払いの配慮や、労務費以外で手形払いを行っている場合においても手形の期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか、また、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか等について確認を行う。

また、銀行口座への振込手数料の取扱いについて、下請負人が負担することがないよう、受託中小企業振興法に基づく振興基準を踏まえて改善を促す。

④ 許可行政庁との情報共有及び協力連携

建設Gメンによる調査等において、建設業法違反の疑いが確認された場合、違反疑義業者への報告徴収及び立入検査、また指導監督が適切に行われるよう、当該違反疑義業者の許可行政庁に対して情報提供を行う。

また、各県知事許可業者に関しては、合同立入検査の実施など、知事許可部局と連携して適切な対応を図る。